（国際受刑者移送法施行令の一部改正）

第五条　国際受刑者移送法施行令（平成十四年政令第三百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の項中「第五十条第四号」に、「第五十条第三号 | 第三十九条第三項（第四十二条において準用する場合を含む。次号において同じ。） | 第三十九条第三項」を「第五十条第三号 | 第三十九条第三項（第四十二条において準用する場合を含む。次号において同じ。） | 第三十九条第三項」に、「第五十条第一項第三号 | 第三十九条第三項（第四十二条において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は第七十八条の二第一項 | 第三十九条第三項」を「第五十条第一項第三号 | 第三十九条第三項（第四十二条において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は第七十八条の二第一項 | 第三十九条第三項」に、「第五十条第一項第四号 | 第三十九条第三項又は第七十八条の二第三項 | 第三十九条第三項」を「第五十条第一項第四号 | 第三十九条第三項又は第七十八条の二第三項 | 第三十九条第三項」に、「第五十一条第二項 | 次条に定める場合を除き、第七十二条第一項、刑法第二十七条の五及び第二十六条の四第一項並びに少年法第二十一条第二項 | 第七十二条第一項、刑法第二十七条の五及び第二十六条の四第一項並びに少年法第二十一条第二項」を「第五十一条第二項 | 第三十九条第一項又は第四十一条第三項」に、「第五十四条第二項及び第五十五条 | 第三十九条第一項又は第四十一条 | 第三十九条第一項又は第四十一条第三項」に、「第五十四条第二項 | 懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しをかつたその刑の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつたとき、又は他に執行すべき懲役若しくは禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はそれらの刑の執行がないこととなつたこと（次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条の決定により保護処分 | 懲役又は禁錮の刑」を「第五十四条第二項 | 懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しをかつたその刑の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつたとき、又は他に執行すべき懲役若しくは禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はそれらの刑の執行がないこととなつたこと（次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条の決定により保護処分 | 懲役又は禁錮の刑」を「第五十五条第二項 | 懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定（その者が保護観察付一部猶予期間中の保護観察において特別遵守事項を定められたとき、又は保護処分の執行のため収容している者について第四十一条第二項の決定をいう。）によりその執行を受けることがなくなつた部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を猶予された刑のうち執行が猶予された部分の期間の執行を受けることがなくなつた時に他に執行すべき懲役若しくは禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はそれらの刑の執行がないこととなつたこと（次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条の決定により保護処分 | 懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者について、第三十九条第一項」を「第五十五条第二項 | 懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定（その者が保護観察付一部猶予期間中の保護観察において特別遵守事項を定められたとき、又は保護処分の執行のため収容している者について第四十一条第二項の決定をいう。）によりその執行を受けることがなくなつた部分の期間の執行を猶予された刑のうち執行が猶予された部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつたことにより